

平成20年度個人町民税の改正

税額の計算

個人町民税は、均等割と所得割の合計額です。

均等割

均等割は、地域社会の費用の一部を、広く均等に負担を求める趣旨で設けられており、所得の多少に関わらず一定の税額となります。

- ・町民税 3,000円
- ・県民税 1,700円

所得割

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額（収入－必要経費）をもとに計算されます。

所得割額計算式

$$\text{課税所得金額（所得金額－所得控除額）} \\ \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{税額}$$

税率

一律10%	
町民税 6%	県民税 4%

町民税が課税されない人

①均等割も所得割もかからない人

・生活保護法による生活扶助を受けている人

・障害者、未成年者（既婚者を除く）、寡婦（寡夫）で前年中の合計所得金額が125万円以下（給与収入だと204万4,000円未満）の人

②均等割がかからない人

・扶養がいない場合

・前年中の合計所得が28万円（給与収入93万円）以下

・扶養がいない場合

・前年中の合計所得金額が、28万円×（本人＋配偶者

＋扶養親族数）＋17万円以下の人

※分離課税所得の場合、特別控除前の金額を算入し

ます。

③所得割がかからない人

・扶養がいない場合

・前年中の総所得金額等が35万円（給与収入100万円）

以下

・扶養がいる場合

・前年中の総所得金額が、35万円×（本人＋配偶者＋

扶養親族数）＋32万円以下の人

住民税の住宅借入金等特別税額控除

（住宅ローン控除）の創設（要申告）

税源移譲により所得税が減少したために、本来受

けることができた所得税の住宅ローン控除額が減つ

てしまう場合は、住民税住宅借入金等特別税額控除

申告書を提出することにより、その分を翌年度の町

民税（所得割）から控除できます。平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居し、所得税の住宅ローン控除を既に受けている人に限ります。20年度から28年度までの住民税に適用され、対象になる人は毎年申告が必要になります。

税源移譲時の年度間の所得変動による経過措置（要申告）

平成18年分の所得税は課税されますが…

平成19年所得が減って、所得税が課税されなくな

った人が対象です。

平成19年度住民税（平成18年中所得）が課税にな

った人で、退職等の事由により平成19年中の所得が

大きく減少し、平成19年分

の所得税が非課税になった

ため、税源移譲による所得

税の税負担の軽減を受けら

れなかった人は、住民税の

税負担のみ増えることにな

ってしまいます。

このような負担増を調整

するため、平成19年度の住

民税に限り所得割額を税源

移譲前の計算による税額ま

で減額します。（均等割額

は対象外です。）

※平成19年度住民税のみ適

用

●計算方法

平成19年度の合計課税所

得金額に税源移譲後の税

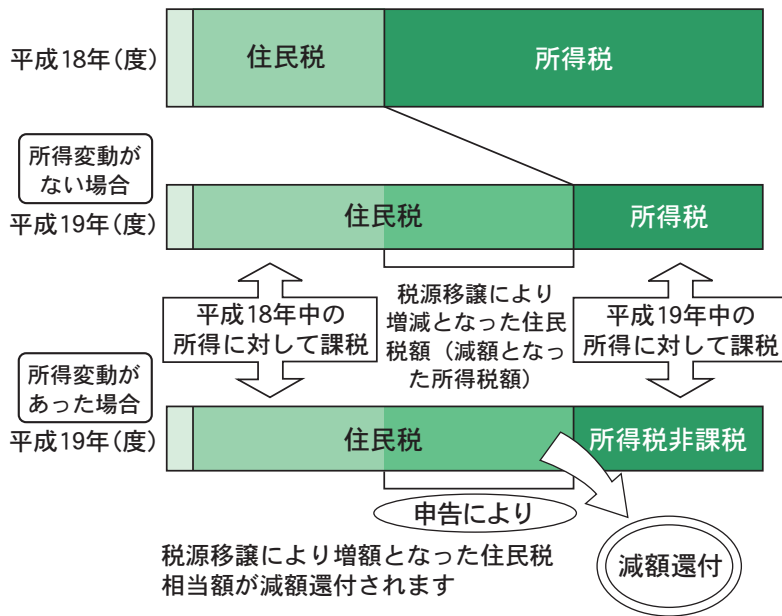
●対象となる人

次の①と②の両方に該当する人

①19年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）> 所得税と住民税の人的控除の差の合計額

②20年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）≤ 所得税と住民税の人的控除の差の合計額

率（10%）を適用し調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率（5・10・13%）を適用した税額（定率減税前）を差し引いた額を減額します。すでに納付済みの場合は還付します。



● 申告

平成20年7月1日から7月31日までの間に、平成19年1月1日現在お住まいの市町村（19年度住民税が課税された市町村）に住民税の減額申告書を提出してください。町では、減額の対象になるとと思われる人に申告書を送付します。ただし、19年中に転入した人に入居された人には送付できませんのでご注意ください。

● 留意事項

以下のような人は、この減額措置は適用されません。

平成19年中に亡くなられた人や海外に転出されて、平成20年1月1日現在国内に居住されていない人
寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除など所得変動以外の要因によって所得税がかからなくなった人（平成20年度住民税の申告をされていない人（所得が不明な人）
減額適用後に所得の変動等が発生し、適用要件に該当しなくなった場合は、既に決定になった適用を取り消すこととなります。

⑤ 高齢者非課税措置廃止に伴う経過措置終了

昭和15年1月2日以前に生まれた人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人は住民税が平成17年度まで非課税でしたが、年齢に関わらずに公平に負担を分かち合うという観点からこの措置が廃止され、18年度からは減額の経過措置がとられていました。20年度はこの経過措置が終了し全額負担になります。

- ・平成17年度…非課税
- ⑤平成18年度…2/3を減額
- ⑤平成19年度…1/3を減額
- ⑤平成20年度以降…全額課税

⑤ 地震保険料控除創設と損害保険料控除の改正

近年多発している地震災害を受け、個人の備えによる将来的な負担軽減を図るため、地震保険料控除が創設されました。

なお、経過措置として、平成18年度末までに契約した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）には従来の損害保険料控除が適用されます。（短期損害保険料控除は廃止となります。）



⑤ ちぎの元気な森づくり県民税の導入

栃木県では、荒廃した森林を再生し、ちぎの森を健全な姿で未来に引き継いでいくため、「ちぎの元気な森づくり県民税」を平成20年4月から導入しました。29年度までの10年間、個人県民税均等割に700円が上乗せされます。

- ⑤ 1,000円 ↓ 1,700円
- 問い合わせ先
- ⑤ 税務課 住民税係 ☎ 9122